ロ　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報
［三～七　略］
八　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第八十八条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
［イ～ニ　略］
ホ　当該申告に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報
ヘ　当該申告に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報
ト　当該申告に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報
九　国家公務員共済組合法施行規則第九十五条第三項において準用する同令第九十二条第三項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務　次に掲げる情報
［イ～ニ　略］
ホ　当該検認又は更新に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報
ヘ　当該検認又は更新に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報
ト　当該検認又は更新に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報
［十～十五　略］

第二十四条の四　法別表第二の四十一の項の主務省令で定める事務は、平成二十四年一元化法附則第三十七条第二項及び第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の四十一の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報とする。

［号の細分を加える。］
［三～七　同上］
八　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第八十八条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
［イ～ニ　同上］
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
九　国家公務員共済組合法施行規則第九十五条第三項において準用する同令第九十二条第三項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務　次に掲げる情報
［イ～ニ　同上］
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
［十～十五　同上］

第二十四条の四　法別表第二の四十一の項の主務省令で定める事務は、平成二十四年一元化法附則第三十七条第二項及び第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の四十一の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報とする。

第二十五条　法別表第二の四十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　［略］
二　国民健康保険法第五十七条の二第一項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
ロ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
［三～七　略］
八　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二条第一項、第三条、第四条第一項、第十一条、第十二条又は第十三条第一項（第四条第一項及び第十一条を除き、これらの規定を同令第二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　［略］
ロ　当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
ハ　当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ニ　［略］
［九～十六　略］

第二十五条　法別表第二の四十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　［同上］
二　国民健康保険法第五十七条の二第一項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
［号の細分を加える。］
［三～七　同上］
八　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二条第一項、第三条、第四条、第十一条、第十二条又は第十三条第一項（第四条及び第十一条を除き、これらの規定を同令第二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　［同上］
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
ロ　［同上］
［九～十六　同上］